

職場における受動喫煙防止対策

国内における現状の施策

- 職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導
- 平成15年に健康増進法が施行

国際的な動向(WHO)

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

(平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成24年1月現在174か国が批准)

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する
- 2 屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン

(平成19年7月採択)

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

1

受動喫煙による健康影響

受動喫煙により非喫煙者の虚血性心疾患等の発生頻度が増加することは明らか

国際がん研究機関(IARC)

発がん性リスク一覧において、受動喫煙はグループ1「ヒトに対する発がん性が認められる」に分類
※ グループ1にはアスベスト、ダイオキシンなどが含まれる。

国立がん研究センター

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は年間約6800人
うち、職場の受動喫煙が原因とみられるのは約3600人

(参考) 平成22年の全国の労働災害による死亡者数 … 1195人

内閣官房「低線量被ばくリスク管理に関するWG報告書」

受動喫煙は100 ~ 200ミリシーベルトの放射線被ばくによる発がんリスクと同等

諸外国における職場の受動喫煙対策の例

- **カナダ(連邦法のほか、州レベルで規制)**
全ての州において、職場、公共の場所における喫煙禁止(主に完全分煙)を規定
・ブリティッシュ・コロンビア州 … 職場の建物から一定距離範囲内は喫煙の完全な禁止(喫煙場所の設置も不可)
- **アメリカ(州レベルで規制)**
(2000年代初頭)職場を喫煙規制の対象とする州は半分程度 → 次第に職場の規制を強化する州が増加
・カリフォルニア州 … 原則として職場における喫煙を禁止(但し、厳格な要件の下に設置した喫煙室は例外)
- **フランス**
多数の者が共用する場所(職場を含む)においては、喫煙者専用スペースを除いて喫煙禁止

2

職場における受動喫煙の現状

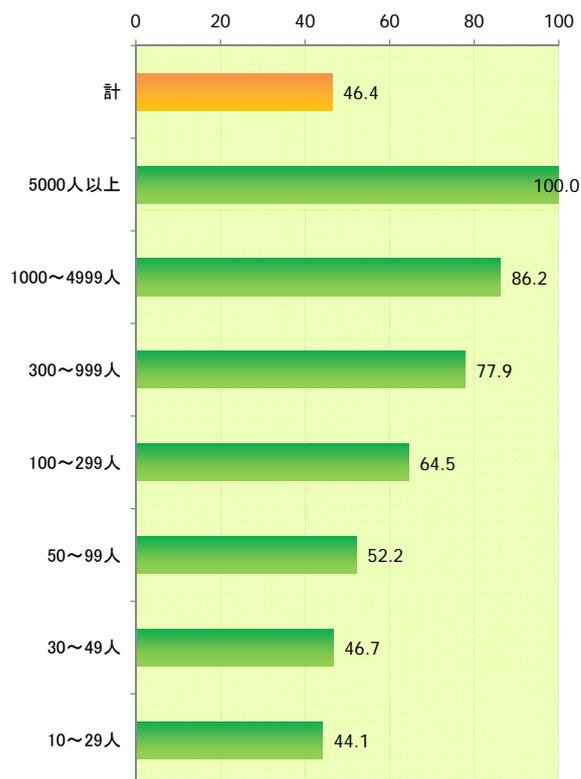
- 事業場の取組みは未だ十分とはいえない状態
- 「全面禁煙」又は「空間分煙」を行っている事業所
46%（平成19年） → 64%（平成23年）
- 職場で受動喫煙を受けている労働者
65%（平成19年） → 44%（平成23年）

〔平成19年労働者健康状況調査 及び
平成23年職場における受動喫煙に係る調査〕

平成23年職場における受動喫煙に係る調査（参考）

- 調査規模・範囲
事業所に雇用されている労働者2,000人
（事業所：日本国全域の全ての業種）
- 調査対象
平成23年3月1日現在
- 調査方法
インターネット
（事業受託者：株式会社電通リサーチ）

全面禁煙又は空間分煙を実施している事業所の割合



3

職場の受動喫煙防止対策のあり方の検討

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)

・【2020年までの目標】 受動喫煙の無い職場の実現

労働政策審議会建議(平成22年12月22日)

- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
- 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置をとることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
- 罰則は当面付けず、対策の進捗状況を踏まえ対応
- 国は、事業場の取組を支援するため、技術的支援及び財政的支援を行うべき
- 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進



労働安全衛生法改正法案

(平成23年12月2日第179回臨時国会に提出、第180回通常国会にて継続審議)

概要

- 労働者の受動喫煙を防止するため、原則、職場の全面禁煙又は空間分煙による措置を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な事業場については、受動喫煙の程度を低減させるため、一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

4

受動喫煙防止の取組を応援します

～ 職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援 ～

健康への悪影響が明らかになっている受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業者に強く求められています。厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止の取組を以下の事業により応援します。

1 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施しています。また、ご要望に応じ実地指導も行います。

- 費用 : **無料**（電話相談、実地指導どちらも）
- 相談ダイヤル : **03-3213-1012**（事業実施機関：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）

具体的な対策の仕方が分からないという相談から受け付けていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

2 たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

効果的な受動喫煙対策のためには、職場の空気環境を確認することが必要です。そこで、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を貸し出します。

- 貸出費用 : **無料**（往復の送料のみ自己負担）
- 申込受付ダイヤル : **03-5625-4296**（事業実施機関：柴田科学株式会社）

貸出機器の使い方の問合せも受け付けています。どうぞご利用ください。



3 受動喫煙防止対策助成金（業種の限定があります）

- 対象事業主 : 旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主の方
- 助成対象 : 喫煙室の設置 や 喫煙エリアの換気改善のための費用
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/4（上限200万円）
- お問い合わせ先 : **各都道府県労働局健康主務課**

※ 1の相談窓口でも制度の照会ができます。



厚生労働省・都道府県労働局

詳細については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>）も参照願います。